

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成22年3月31日京都市条例第71号）（行財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

公的年金からの特別徴収制度の対象とならない年齢65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとします。（第32条の3、第32条の4及び第32条の8の2関係）

2 固定資産税及び都市計画税

阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止します。（附則第8条の2関係）

3 その他

その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第71号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第32条の3第2項本文中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「を前項」を「を同項」に改め、同項ただし書及び同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が、前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第32条の8の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第32条の4第1項後段中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「の所得に係る所得割額」の右に「（同条第4項に規定する場合にあっては、同項の規定により読み替えて適用される同条第2項本文の規定により特別徴収の方法により徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）」を加える。

第32条の8の2第2項中「第32条の3第2項ただし書」を「第32条の3第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書」に改める。

附則第8条の2を削り、附則第8条の3を附則第8条の2とする。

附則第11条第3項及び第4項中「附則第8条の3」を「附則第8条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）

の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度分の個人の市民税から適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成22年度分の個人の市民税についての改正後の条例第32条の3第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の平成21年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第3条 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に取得され、又は改築されたこの条例による改正前の京都市市税条例附則第8条の2に規定する家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(行財政局税務部税制課)